



しょうがくせい
小学生

令和7年10月発行 ねりまくねりま 練馬区練馬4-2-3 ☎3991-3080

がつ こうせいぶん かかいかんじどうしつ 11月の厚生文化会館児童室

月	火	水	木	金	土
					1
		※11月7日(金)、8日(土) 児童室は、おやすみです。			
3	4	5	6	7	8
ぶんか 文化 の日		3:30~4:30 かがくあそび	3:30~4:30 ねんどクラフト	けやきまつり準備のため 児童室はおやすみ	
10	11	12	13	14	15
	4:15~4:45 おはなし会	4:15~4:45 こどもかいぎ	3:30~4:45 いちりんしゃ 一輪車クラブ	けやきまつりは 9日です	2:00~3:00 ヨーヨー チャレンジ
17	18	19	20	21	22
		2:00~4:00 フラバン		2:45~4:15 射的大会	
24	25	26	27	28	29
ふりかえ 振替 休日		4:00~4:45 ハンドベルクラブ		2:00~4:00 アイロンビース	

けやきまつり



9日(日) 午前10:00~午後3:00

ゲームやバザー、おいしいたべもの等、地域の
みなさんのお店がいっぱい!

(※買い物にはお金が必要です)

【ちゅうい!!】11月7日(金)・8日(土)

準備のため児童室はお休みです

★9日の午後1時頃にリズムダンスクラブが
ステージに出演します。みにきてね!!
(※大会議室ステージ 入場無料です)

知っていますか? 子どもの権利条約

子どもの権利条約とは?

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約です。条約の基本的な考え方は、以下の4つの原則で表されます。



差別の禁止
(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益
(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利
(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重
(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

かたちちゃんの射的大会「射的王になろう！」

21日(金) 午後2:45～4:15頃 表彰式4:40

北町児童館と厚生文化会館でいちばん得点の高かった人が優勝！

14日(金)から、児童室でエントリー受付をします



ヨーヨーチャレンジ

15日(土) 午後2:00～3:00

ヨーヨーのいろいろなわざに
チャレンジしよう！

ヨーヨーをもっていない人も
さんかできるよ

かがくあそび

5日(水) 午後3:30～4:30 ころ

「ミニミニくうきほう」のしくみを

して、じっけんしてみよう！！

おはなしの会



11日(火) 午後4:15～4:45

ろうそくのあかりで季節のお話を聞こう

ねんどクラフト

6日(木)

午後3:30～4:30

「ねこのキーホルダー」を
つくります。

定員：18名(先着順)

受付：4日午後3:30から

こどもかいぎ

12日(水) 午後4:15～

12月にやりたいことについて、みんなの
意見をききます。3年生以上ならだれでも
さんかできるよ。



【メンバー制クラブ】 メンバーを登録して一年間かけて、活動します。

いちりんしゃクラブ 13日(木) 午後3:30～ 毎週木曜日は自主練習です。

リズムダンスクラブ 7日(金) 午後3:45～ 9日の発表にむけたリハーサルです

ハンドベルクラブ 26日(水) 午後4:00～ 冬の曲にチャレンジしましょう